

令和 5 年度事業計画

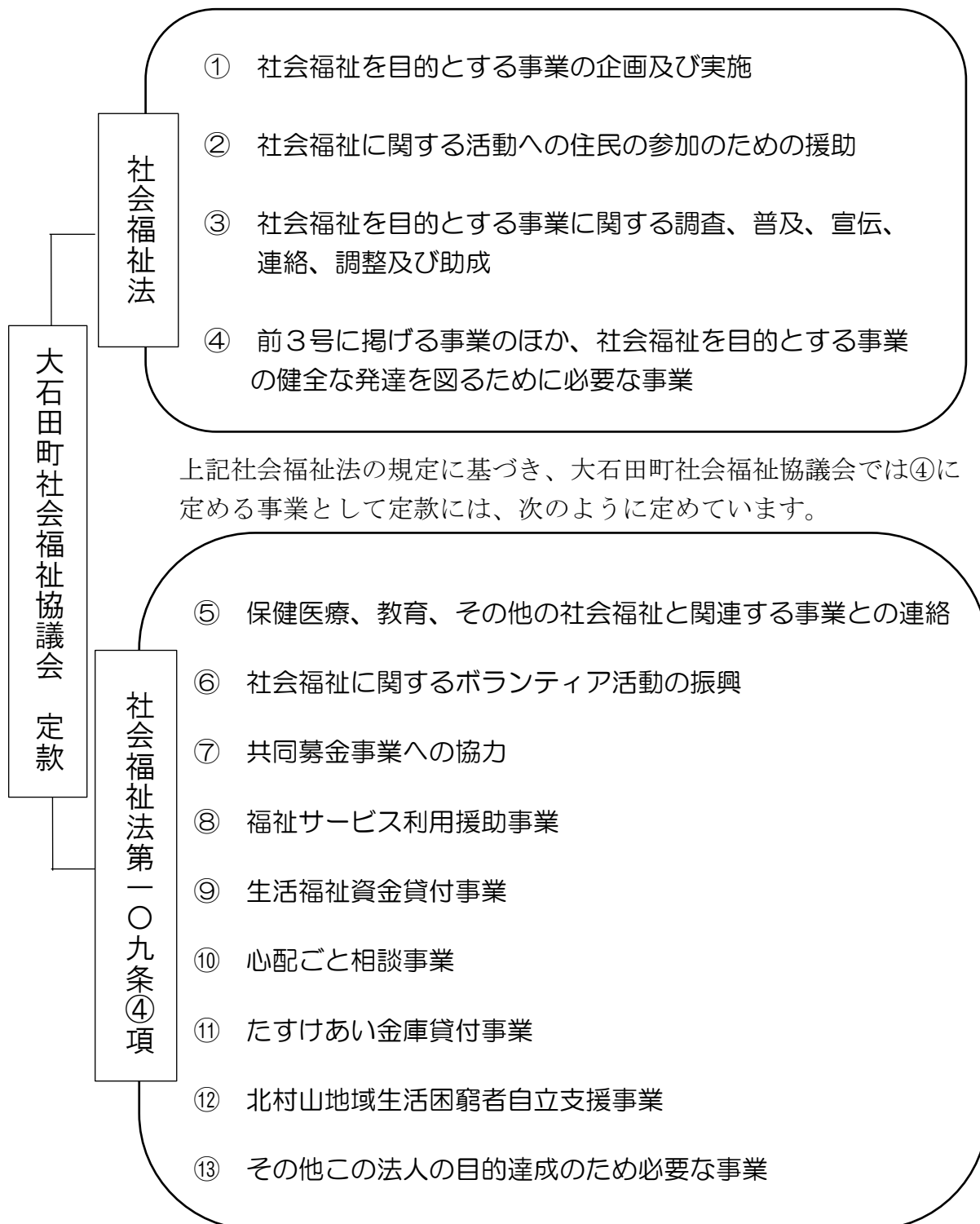
社会福祉法人大石田町社会福祉協議会

1 社会福祉協議会が実践する福祉活動

社会福祉協議会とは（社会福祉協議会の定められた役割）

社会福祉協議会は、社会福祉法第百九条に定められた事業を行います。

「市町村社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（抜粋）次に掲げる事業とは、以下の項目を指します。



2 令和5年度福祉活動の基本方針

これまでの3年間、新型コロナウイルス感染拡大によって、大石田町社会福祉協議会が進めてきた地域福祉活動は大きな影響を受け、地域とのつながりが希薄になりつつありました。コロナ禍の3年間に中断された地域福祉活動としては、んだんだ講座、各地区でのサロン活動、老人クラブ活動への支援など、多くの事業が中止となっていました。また、生活課題を抱える世帯への支援についても滞りなく支援が継続できるようにアウトリーチを生かした支援が困難となっていました。

また、老人クラブ連合会、身体障害者福祉会などの団体事務局としては、コロナ禍において活動が停滞したことから、団体そのものの存続が危ぶまれる状況が大きな課題となっています。

これらの課題に対して、令和5年度からは新たな新型コロナウイルス感染症対策に応じて、中止となっていた地域福祉活動を再開し、生活課題を抱え、地域で孤立、孤独を感じている方々に寄り添った支援ができるよう、アウトリーチを生かした支援をするとともに、地域の方々と協力し、地域の支え合いの仕組みを築きます。

3 重点活動目標と主な事業

(1) 地域の支え合い活動の構築

高齢化、人口減少により、地域の中で支え合い活動の主体となるべき方々への負担が増大し、「支え合い」のために疲弊することもあります。それぞれの地区の実態に応じて、できることから取り組みたいと考えています。そのためには次のような事業に取り組む予定です。

①んだんだ講座の実践

大石田町保健福祉課、大石田町地域包括支援センター、大石田町社会福祉協議会、の協働により、地区の区長さん、民生委員さんの協力を得ながら大石田町内の各地を巡回して、地区の高齢者を中心に集まっていただき、各担当からの伝達や話し合いを通して困りごと（福祉課題）を取り上げ、支援に繋がります。

②サロン活動への支援

老人クラブが無い地区では、高齢者が集まる機会も少なく孤立化が心配されます。そこで、「お茶飲み会」としてのサロン活動を開くよう推奨しています。その支援として助成金と、生活支援コーディネーターをはじめ、職員派遣による総合的な支援を行います。

③老人クラブ活動等団体への支援

現在、大石田町内の老人クラブは10クラブ（横山4クラブ、大石田4クラブ、亀井田2クラブ）で、昨年より1クラブ減となっております。会員数は399名で10年前と比較すると700名以上の減となります。廃部となった老人クラブは役員の後継者不足が主な理由で廃部となりました。まさに存続の危機にあるといってもよい状況にあります。しかし、老人クラブ活動が今でも地域において人の繋がりをつくる重

要な団体であることに変わりありません。また、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会等の当事者団体についても、助成金だけではなく人的支援、地域のネットワークづくり支援を行います。

④福祉協力員制度の充実

令和4年度に始まった福祉協力員制度は、現在大石田町内の19地区で取り組まれています。初年度は活動を模索する状態でしたが、今年度は更に福祉協力員設置地区が増えるよう取り組みます。また、地域内の連携を取り、地域の福祉課題解決のための力となれるようにします。

⑤生活支援体制整備事業の推進

大石田町、地域団体、ボランティア団体、地域包括支援センター等との協働により、生活支援コーディネーターを配置し、介護予防、日常生活支援を目的とした協議体づくりに取り組んでいます。今後もより充実した地域協議体を推進します。

(2) ボランティアの育成、活動支援、ボランティアセンターの機能充実

①ボランティアの育成

中学校生徒による「愛宕の森づくり事業」の継続、高校生ボランティアによるイベントへの参加、大学生による除雪ボランティア活動、子ども食堂、ふれあい食堂のボランティア、福祉ボランティアいこいの会による配食を中心とした見守りボランティア、イベント、施設慰問を行う芸能ボランティアなど、多様なボランティアへの育成、支援を行います。

②ボランティアセンター

昨年度はボランティアセンターとしての活動はほとんどありませんでしたが、今年度は、ボランティア募集・活動紹介等の広報活動、活動助成金の支給、活動の場の提供などニーズと活動のマッチングができるようにします。

③災害ボランティアセンター支援要員の育成

災害時に速やかな対応ができるように、ボランティアセンター支援要員を募集し、災害時のボランティアセンターの役割や機能について研修し、災害時の支援体制づくりを構築します。

(3) 日常生活をささえるセーフティネットの強化

①制度によるセーフティネット

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者への救済対策として山形県から委託された北村山地域生活自立支援センターの機能を最大限に発揮して生活困窮者の支援に臨む。支援団体の連携によって、ひとりの相談者に対して重層的な支援を行います。

また、社会福祉協議会の緊急貸付、生活福祉資金貸付などの応急の対応と、相談者の心情や生活実態に寄り添いながら生活再建までの道程を支えていく伴走的支援を行います。

②支え合いによるセーフティネットの充実

大石田におけるフードバンク活動も定着し、年末の「おふくわたし」では町民の方々から多大な寄付をいただきました。他団体の行うフードパントリー等を含めると年間を通しての食糧支援は、個別食糧支援を含め、セーフティネットとして欠かせないものとなっています。

このような寄付に加えて、ボランティアによる「ふれあい食堂」「子ども食堂」が月に一度、定期的に行われ、食を通しての交流と支援が精神的な支えになっています。町民の善意やボランティア活動によって支えられたこれらの活動を社会福祉協議会として下支えいたします。

③「福祉雪の相談窓口」から「福祉の相談窓口」へ

大石田町除雪体制づくりプロジェクト会議から生まれた「福祉雪の相談窓口」は、除雪を巡っての高齢者の相談窓口となってきましたが、除雪にとどまらず、生活そのものの支援に結びつく相談も多く、年間を通して「福祉の相談窓口」として、「心配ごと相談」などと合わせながら、町民が相談しやすい環境を整えます。

(4) 権利擁護事業への取り組み強化

①日常生活自立支援事業

高齢者の増加とともに、増々重要な事業となっています。利用者の金銭を管理すること、福祉サービスの利用を支援することなどが主な内容ですが、サービスの利用によって、総合的な生活支援へと結びつけることができます。事業について町民に周知し、より多くの方が利用できるようにします。

②成年後見制度への取組

大石田町社会福祉協議会では、法人後見への取組は今後の課題となりますが、中核機関と連携し、成年後見制度への理解を深めるための広報活動や研修に取り組めます。

(5) 赤い羽根共同募金への取り組み強化

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動においては、町民のほとんどの方々からご協力を頂き、人口減少にもかかわらず、多額の募金を寄せていただいています。その募金は、ボランティア活動を支え、町内の福祉団体や社会福祉協議会が行う様々な事業の資金としてなくてはならないものです。また、歳末たすけあいにおいては多額の募金をいただき、配分の対象となる方々にお届けしており、セーフティネットとしての役割も果たしております。募金活動は地域の支え合い活動の原点ともいえる活動です。無理の無いように町民の温かい心を集約できるようにします。

(6) 組織体制の強化

理事、評議員の定数改定後、年度当初から初めて臨む新体制により、審議を尽く

して法人運営にあたります。また、本会が行う福祉事業に対して、第三者委員をはじめとして広く町民の意見に耳を傾け、すべての町民のための福祉協議会であるよう心がけます。

法人を支える財政的基盤については、できる限り、社協会費、募金、事業受託など自主財源が確保できるように努めます。

職員体制については全員を週5日勤務として、職員の専門性を高めるよう人材育成に取組み、町民サービスを充実させます。

(7) 広報活動の充実

「おもいやり」の発行、「社会福祉協議会のお知らせ」などを通して、社会福祉協議会が行う相談窓口や、各種事業について周知します。同様にホームページやフェイスブックを活用し広報します。生活困窮者自立支援制度の周知のためにリーフレットを作成し広報します。